



京都新聞子育て仲間を応援『事業助成』申請要項

財団法人 京都新聞社会福祉事業団

京都新聞子育て仲間を応援『事業助成』は、京都・滋賀で子育て支援活動を行っている、非営利の団体が2009年度に実施する事業を対象に、京都新聞社会福祉事業団に寄せられる善意の基金から助成をし、活動に役立ててもらいます。

〔助成対象団体〕

京都府・滋賀県内で、「子育て」についての集いや情報交換などの活動をしている団体。ただし下記の要件を満たしていることとします。

- ・地域で子育て支援活動を計画的・継続的に取り組み、月1回以上の活動を行っている団体。
- ・非営利団体で自主的に運営を行い、6ヶ月以上の活動実績がある団体。
- ・おおむね15歳以下の子どもたちを対象に活動している団体。

〔助成対象となる事業〕

- ・子育て支援を目的とし、各団体が年間に取り組んでいる大きな事業や、2009年度に新たに取り組む事業など。(原則として、ひとつの催しや単発事業で、親子を対象に企画した公演、子育てのための講演会、学習会、研修会、情報交換を目的とした交流会、相談事業など。年間を通じた活動費の助成ではありません)
- ・団体内部だけの活動でなく、広く一般の人を対象とした事業。
- ・その他、当事業団で子育て支援に効果的で必要と判断した事業。

〔助成額〕 上限100万円

※助成額は、申請内容を厳正に審査、決定します。

〔助成対象期間〕

2009年4月1日～2010年3月31日に実施する事業。

〔助成・申請について〕

- ・当事業助成は、申請団体が中心（主催）となり、実施する事業を対象とするものです。(この助成制度は、申請された事業経費の一部を助成するもので、全額を支援するものではありません)
- ・1団体につき、1回のみ助成とします。また他団体と共催で事業（同一事業に関しても、1回のみ助成）を実施するときは、調整のうえ1団体が代表して申請して下さい。
- ・申請した事業に対して、他の助成金・補助金などを受けていないこと。
- ・活動に必要な物品の購入を希望される場合は、団体で運用計画書を作成のうえ、見積書、カタログ類なども添付して下さい。(インターネットからの見積もりは不可)
- ・申請内容について、直接お尋ねすることがあります。

【対象とならない事業・活動など】

- ・年間を通じての連続講座など、年間事業とみなされる活動。
- ・団体の日常的な運営費の補てんや、他団体からの委託を受けて実施する事業。
- ・団体内メンバーへの謝礼や活動費、交通費などは対象外。
- ・学術的な調査・研究などの活動や、食事会や旅行などのみを目的とした事業。
- ・営利を目的とした事業、特定の個人を対象とした活動や宗教活動、上・下部組織の支援（物品の貸し出しを含む）を目的とした活動。

【添付資料】

申請団体の活動内容がわかる資料(会報、事業報告、年間スケジュールなど)を添付して下さい。

【計画変更の届け出および返還】

- ・申請内容が変更もしくは、実施不可能になった場合は、ただちに当事業団に届け出て下さい。
- ・支給後に助成金が決定時の目的と異なって使用されたことが判明した場合、助成金の返還を求めます。

【事業終了報告について】

事業終了後は、その模様がわかる写真などを添付のうえ、所定用紙で報告をお願いします。

【決定通知および贈呈】

当事業団で選考し、3月上旬に郵便で通知します。助成金は3月下旬に指定の金融機関口座に振り込みます。

贈呈後、団体名などを京都新聞紙面で紹介することや、取材させていただくことがあります。

※当事業団が助成する事業については、各団体で作成する会報や実施する事業の印刷物、購入した物品などに、「財団法人 京都新聞社会福祉事業団 子育て応援助成事業」と明記していただきます。

【申し込み】

所定の申請用紙（A4サイズ 2枚）に記入し、持参または郵送して下さい。

※FAX およびEメールでの申請は受理しません。（申請用紙・添付資料は返却できません）

申請用紙（PDF形式）は、当事業団ホームページ

<http://www.Kyoto-np.co.jp/fukushi/index.htm> から印刷できます。

【受付期間】 2009年1月29日（木）～2月13日（金）17時必着

【問い合わせ・申請受け付け】

〒604-8577 京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都新聞社内

京都新聞社会福祉事業団「子育て事業助成」係（10時～17時、土・日祝休み）

TEL075-241-6186 FAX075-222-2515

以上